

○ 社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業は、社会福祉事業と密接な関連を有する事業（同条第一号から第六号に掲げる事業を除く。）であつて、当該事業を実施することによつて社会福祉の増進に資するものとして、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十条に規定する所轄庁が認めるものとする。</p>	<p>社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業は、身体上の障害があるために公共交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送用車両を用いて、これらの者の居宅と病院又は診療所等との間の送迎等を行うことにより、これらの者の外出時における移動を支援する事業、単身で生活する高齢者等を施設に通わせ、レクリエーション等を行うことにより、これらの者が生きがいを有するよう支援する事業その他の事業であつて、当該事業を行う社会福祉法人の経営する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することによりその目的の一層の達成に資するものとして、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十条に規定する所轄庁が認めるものとする。</p>

(案)

雇児発 号  
社援発 号  
老 発 号  
平成19年 月 日都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

「社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める  
社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業」の一部改正について

今般、社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第 号）が別添のとおり制定され、平成19年4月1日から適用されることとなりますが、その改正の趣旨等については下記のとおりですので、御了知の上、管内関係機関・関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

## 第一 告示改正の趣旨

社会福祉法人が自らの収益を充てることのできる公益事業については、従来より、当該事業を行う社会福祉法人の経営する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することによりその目的の一層の達成に資するものとして、所轄庁が認めるものに限られていたところである。

今般、社会福祉法人が行う公益事業の充実・活性化を図り、経営の自由度を拡大するため、社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の

収益を充てることのできる公益事業（平成14年厚生労働省告示第283号。以下「告示」という。）を改正し、収益を充てることのできる公益事業の範囲を拡大したところである。

## 第二 収益を充てることのできる公益事業

告示において、社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業については、社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとされているが、例えば次のような事業が含まれる。

- (1) 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- (2) 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- (3) 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- (4) 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- (5) 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- (6) 子育て支援に関する事業
- (7) 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- (8) ボランティアの育成に関する事業
- (9) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- (10) 社会福祉に関する調査研究等
- (11) 有料老人ホームを経営する事業
- (12) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (13) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

## 三 留意事項

第二で具体的にあげた事業については、あくまで例示であるため、それ以外の事業であっても、社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして所轄庁が認めるものであれば、収益を充てることは差し支えないこと。

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」－新旧対照表－

別添 9

(昭和46年7月16日 厚生省社会・児童家庭局長連名通知)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(別紙) 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 地方公共団体が設置した施設の経営を事業団以外の社会福祉法人に委託する場合の基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>第三 (略)</p>	<p>(別紙) 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 地方公共団体が設置した施設の経営を事業団以外の社会福祉法人に委託する場合の基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 役員等</u> <u>施設を委託する地方公共団体は、原則として民生部課長が委託先の社会福祉法人の理事又は監事に加わるものとする。</u></p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>第三 (略)</p>

(参考)

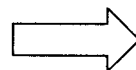
社会福祉法人審査基準等  
の見直し(案)の概要

# 法人単位の資金管理

## ①社会福祉事業剰余金等の充当対象となる「公益事業」の範囲の見直し

### 現状

剰余金の充当対象範囲が限定的



### 見直し後

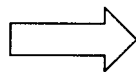
介護報酬等について、充当対象となる公益事業を拡大  
(詳細:参考1参照)

《該当通知等》

- ・別添1「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・別添2「社会福祉法人の認可について(課長通知)」
- ・別添5「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(部長通知)」
- ・別添6「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(局長通知)」

### 現状

収益事業の収益を充当できる公益事業の範囲が限定的



### 見直し後

収益事業の収益を充当できる公益事業を拡大  
(詳細:参考1参照)

《該当通知等》

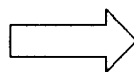
- ・別添7「社会福祉法施行令第4条関連告示(厚生労働省告示)」
- ・別添8「社会福祉法施行令第4条関連通知の一部改正(局長通知)」

## ②収益事業の借入金1／2規制の撤廃

(収益事業にかかる借入金について収益事業用財産の1／2規制を撤廃)

### 現状

収益事業にかかる借入金は、  
概ね収益事業用財産の1／  
2を超えない範囲内



### 見直し後

「収益事業は社会福祉事業  
に対して従たる地位にあるこ  
とが必要である」とその規模  
については制限されている  
ことから借入規制について  
は撤廃する

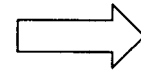
《該当通知等》

- ・別添1「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・別添2「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

③資産運用(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の弾力化  
(法人資産のうち、運用財産等については株式保有等についても認める)

**現状**

資産は確実な運用が条件となっており、元本保証型の金融商品での運用に限る



**見直し後**

基本財産については従来どおり。運用財産等については株式保有等を認める  
(公益法人と同等の取り扱い)

《該当通知等》

- ・別添1「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・別添2「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

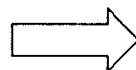


#### ④公益事業の実施について法人財産の有効活用を図る

(事業規模が小さい公益事業について他の財産の活用を認める)

##### 現状

公益事業用財産は他の財産  
と明確に分離して管理する



##### 見直し後

事業規模が小さい公益事業  
については社会福祉事業の  
円滑な遂行を妨げない範囲  
で他の財産の活用を認める

《該当通知等》

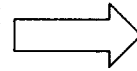
・別添1「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

## その他の見直し事項

### ⑤定款準則記載方法の簡素化、監事構成の見直し等

#### ○ 定款準則記載方法の簡素化

・事業の内訳として、施設名ごとに定款に記載(同種施設設置の都度定款変更が必要)



・施設名称の記載を改め、施設類型ごとに記載すればよいこととする(既存法人はこのために定款変更を行う必要はない)

《該当通知等》

・別添1「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

#### ○ 監事構成の見直し

・監事は法人の監査機関であり、理事の業務執行の状況及び財務状況を監査することから、その目的に沿った監事の構成とする

⇒具体的には監事の構成員である「地域の福祉関係者」の範囲から自治会、町内会等の役員である者を除く取り扱いに改める(任期中の者がいる場合は、次回改選時に改めることで可とする)

《該当通知等》

・別添2「社会福祉法人の認可について(課長通知)」